

法律科目試験問題（民法） 配点 100 点

【第1問】次の〔設問1〕および〔設問2〕に対して、判例がある場合は判例の考え方によらし
て、それぞれ簡潔に（末尾の丸括弧内の行数を自安として）答えなさい。（40点）

〔設問1〕

Aが死亡し、Aの遺産を子B、CおよびDが相続した。Aは遺言を残しておらず、遺産分割は未了である。BはAの生前からAが所有する甲土地上の乙建物にAと同居していた。CおよびDはそれぞれ、Aの死後乙建物を単独で占有するBに対して、自己の法定相続分に応じた共有持分権に基づき乙建物からの退去とA死亡後から退去済みまでの使用利益相当額の返還を請求した。CおよびDの2つの請求は認められるか、検討しなさい。（15行程度）

〔設問2〕

AはBに対して200万円の金銭債権 α を有しているが、Bは返済期日を過ぎても弁済しようとしていない。BはC銀行に対する残高250万円の預金債権 β 以外に特に見るべき財産を有しておらず、BはDに対しても弁済期が既に到来した300万円の金銭債務 γ を負っている。Aが債権 α をBの債権 β からできるだけ確実に回収するにはどうすればよいか。その方法をとる場合の実体法上の要件・効果をふまえて答えなさい。（10行程度）

【第2問】次の文章を読んで、後記の〔設問1〕および〔設問2〕に答えなさい。（60点）

〔事実（前半）〕

- 1 大阪市内の会社に勤務するA（55歳）は、大阪府豊中市内に土地およびその上の木造2階建て住宅（以下、本件不動産という。）を所有し、妻B（52歳）と居住していた。A B夫婦の間には、長女C（25歳）と長男D（23歳）がいるが、2人とも結婚して別のところに居住している。
- 2 平成23年3月1日、Aは自宅で体調不良を覚え、救急車でE病院に搬送された。検査の結果、末期の肝臓ガンであることが判明した。外科手術によっても投薬治療によっても完治が不可能な状態であり、余命は長くとも6か月程度と診断された。
- 3 AはそのままE病院に入院し、外科手術をせずに延命治療を受けていたが、同年4月末ごろから容態が悪化した。同年5月12日、容態が急変し、Aは死亡した。
- 4 Aの死亡から数か月後に、Bが別の病院でガン検診を受けた際、その病院のP医師にAのこと話をしたところ、P医師は、「E病院の医師が適切な投薬をしなかったのではないか。もし適切な投薬をしていればそこで落命しなくてすんだのではないか。」と述べた。そこで、Bが、E病院に対して、Aへの投薬内容を含む詳細な治療内容の開示を求め、その内容をP医師に見せたところ、P医師は、「5月12日にAの容態が急変した時点で、なぜ医薬品 α を投与しなかったのだろう。普通このような場合には α を投与するはずだ。投与するのを怠ったとしか思えない。」と述べた。
- 5 そこで、B、CおよびDは、E病院に対して、不法行為に基づく損害賠償を請求することを検討している。

【設問 1】

P 医師が指摘するとおり、E 病院で A を担当した Q 医師が、平成 23 年 5 月 12 日に A の容態が急変した時に α の投与を怠ったことが判明した。Q 医師は、A のどのような権利または法的利益を侵害し、どのような損害を発生させたと考えられるか。A が、末期の肝臓ガンに罹患しており、余命が長くとも 6 か月程度と診断されていたことに留意して論ぜよ。

【事実（後半）】（（前半）からつづく。）

- 6 平成 23 年 4 月ごろ、京都市内に居住する D は、やがて B が豊中市内で一人暮らしになることを心配し、B を呼び寄せて同居することを考えた。そして、その場合には、本件不動産が不要になるため、処分しようと考えた。しかし、当時、A の意識は朦朧としており、家族からの問い合わせにはほとんど返答できない状態であった。このため、D は本件不動産の売却について A から承諾を得ず、B、C にもこのことを一切相談しなかった。
- 7 D は、A を見舞うため E 病院を訪れた際、A 宅に立ち寄り、A の実印を無断で持ち出し、これを用いて印鑑証明書を入手し、本件不動産の処分を A が D に委託する旨の委任状を偽造した。この委任状の本文はパソコンで作成されていたが、A の氏名は D によって手書きされ、その隣には実印が押されていた。
- 8 平成 23 年 5 月 8 日、D は、本件不動産を 4000 万円で F に売却する旨の契約（以下、本件契約という。）を締結した。本件契約によれば、売買代金のうち 400 万円を契約当日に支払い、残金は同年 6 月 30 日、同年 8 月 31 日および同年 11 月 30 日までに 1200 万円ずつ分割して支払うこと、所有権移転登記手続は代金完済と同時にを行うこととされた。引渡時期については、契約当時は B が本件不動産に居住しており、引渡し可能になるのが A の死亡時期に依存するため、A 死亡から 5 か月後または平成 24 年 8 月 31 日とされた。
- 9 本件契約を締結するにあたり、D は、本件不動産の登記名義人が自分の父 A であること、本件不動産の売却を A から委託されていることを述べ、前記委任状および印鑑証明書を提示した。F は、D の言明を信じ、A に直接連絡をとろうとしたり、手書きされた A の氏名が本当に A によって書かれたものかを確認しようとしたが、A の氏名が本当に A によって書かれたものかを確認しようとしたが、F は、大阪府内の小学校に勤務する教員であり、本件不動産に引っ越して居住することを予定していた。
- 10 平成 23 年 7 月 20 日、A の遺産について、B、C および D が集まって協議を行った際、D は、本件不動産がすでに F に売却済みであることを B と C に告げた。本件契約について、C は異議を唱えなかった。

【設問 2】

平成 23 年 11 月 25 日の時点において F が D に対してなし得る法的主張について、（1）D が本件契約を履行しようとしたのに対して、B が、D が勝手に本件不動産を売却したことに立腹し、本件契約の効力を否定した場合と、（2）B は本件契約に異議を唱えなかつたが、2~3 年待てばもっと高値で売却できると見込まれるという情報を得た D が、本件不動産の売却について A から委託を受けていなかつたことを理由に本件契約の効力を否定した場合に分けて論ぜよ。